

「株主ご優待カード利用約款」新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変更前約款	変更後約款
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
<p>第2条 定義</p> <p>本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主ご優待カード</li> </ul> <p>株主ご優待カードとは、当社発行のプリペイドカードで、貨幣価値を電子的データに替えて、あらかじめ入金された金額をもって西松屋チェーン全店（以下「当社店舗」といいます。）において商品を購入することができる機能のもの（以下「カード」といいます。）をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品</li> </ul> <p>商品とは、当社店舗で販売する商品（第12条第1項に規定する「西松屋チェーンギフトカード」を除く）をいいます。</p>	<p>第2条 定義</p> <p>本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主ご優待カード</li> </ul> <p>株主ご優待カードとは、当社発行のプリペイドカードで、貨幣価値を電子的データに替えて、あらかじめ入金された金額をもって西松屋チェーン全店（以下「当社店舗」といいます。）<u>及び西松屋公式オンラインストア（以下「公式オンラインストア」といいます。）</u>において商品を購入することができる機能のもの（以下「カード」といいます。）をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品</li> </ul> <p>商品とは、<u>当社店舗及び公式オンラインストア</u>で販売する商品（第12条第1項に規定する「西松屋チェーンギフトカード」を除く）をいいます。</p>
第3条 利用可能な店舗	第3条 利用可能な店舗
<p>カードは、当社店舗でのお買い物にご利用いただけるものとします。</p>	<p>カードは、<u>当社店舗及び公式オンラインストア</u>でのお買い物にご利用いただけるものとします。</p>
第4条 (条文省略)	第4条 (現行どおり)
<p>第5条 カードのご利用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. カードにて商品をご購入される場合は、<u>当社店舗</u>のレジでカードをお渡しいただくものとします。カードの残額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支</li> </ol>	<p>第5条 カードのご利用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>当社店舗</u>でカードにて商品をご購入される場合は、店舗のレジでカードをお渡しいただくものとします。カードの残額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額</li> </ol>

変更前約款	変更後約款
<p>払いいただいた場合と同様の効果が生じます。</p> <p>この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、レシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2.</u> 一度のお支払いにご利用いただけるカードの枚数の上限は、第 12 条に基づいて当社が発行する他のプリペイドカードと合わせて 5 枚とさせていただきます。</p> <p><u>3.</u> (条文省略)</p> <p><u>4.</u> 当社が発行する各種プリペイドカードを複数枚お持ちであっても、各プリペイドカードの残高を 1 枚のプリペイドカードに統合することはできません。</p>	<p>をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、レシートに表示されますので、お客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。</p> <p><u>2.</u> <u>公式オンラインストアでカードにて商品をご購入される場合は、注文情報入力画面にて、お客様ご自身でカード裏面に記載された 16 桁のカード番号 (以下「カード番号」といいます。)</u> と、4 桁の PIN 番号 (以下「PIN 番号」といいます。スクラッチ加工されている場合は、コインなどでスクラッチ加工部分を軽く削っていただくと 4 桁の番号が現れます。) を入力していただくものとします。カードの残額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、注文情報確認画面に表示されますので、お客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。</p> <p><u>3.</u> 一度のお支払いにご利用いただけるカードの枚数は、第 12 条に基づいて当社が発行する他のプリペイドカードその他当社で利用できるギフトカード等と合わせて、当社店舗での購入時は 5 枚、公式オンラインストアでの購入時は 1 枚とさせていただきます。</p> <p><u>4.</u> (現行どおり)</p> <p><u>5.</u> 当社が発行する各種プリペイドカードその他当社で利用できるギフトカード等を複数枚お持ちであっても、各ギフトカード等の残高を 1 枚のプリペイドカードに統合することはできません。</p>

変更前約款	変更後約款
<p>第6条 カードの残高照会</p> <p>1. カードの残高は、当社店舗にて発行されるレシートに表示される他、当社店舗やPC・携帯電話の当社ホームページでもご確認いただけます。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社ホームページで残高を確認される場合は、<u>カード裏面上部に記載された16桁のカード番号と、カード裏面右下に記載された4桁のPIN番号(スクラッチ加工されている場合はコインなどでスクラッチ加工部分を軽くこすっていたらと4桁の番号が現れます。)</u>が必要です。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>5. (条文省略)</p>	<p>第6条 カードの残高照会</p> <p>1. カードの残高は、当社店舗にて発行されるレシート及び公式オンラインストアの注文情報確認画面に表示される他、当社店舗やPC・スマートフォン・携帯電話の当社ホームページでもご確認いただけます。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社ホームページで残高を確認される場合は、カード番号とPIN番号が必要です。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. (現行どおり)</p>
<p>第7条～第9条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第9条 (現行どおり)</p>
<p>第10条 カードの有効期間</p> <p>カードの有効期間は、2月20日を基準日として発行されるカードについては定時株主総会の翌日から6ヶ月間、8月20日を基準日として発行されるカードについては中間配当支払開始日から6ヶ月間とします。有効期間を過ぎたカードは、残高の有無に関わらず無効となり、利用不能となるうえ、残高の返金はしないものとします。カードの有効期限は、<u>当社店舗およびPC・携帯電話の当社ホームページ</u>でご確認いただけます。</p>	<p>第10条 カードの有効期間</p> <p>カードの有効期間は、2月20日を基準日として発行されるカードについては定時株主総会の翌日から6ヶ月間、8月20日を基準日として発行されるカードについては中間配当支払開始日から6ヶ月間とします。有効期間を過ぎたカードは、残高の有無に関わらず無効となり、利用不能となるうえ、残高の返金はしないものとします。カードの有効期限は、<u>当社店舗及びPC・スマートフォン・携帯電話の当社ホームページ</u>でご確認いただけます。</p>
<p>第11条 システム保守・障害等</p> <p>カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情により当社店舗の一部</p>	<p>第11条 システム保守・障害等</p> <p>カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情により当社店舗の一部</p>

変更前約款	変更後約款
<p>または全店において、当社は予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、カードがご利用いただけないことによってお客様に不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>または全店及び公式オンラインストアにおいて、当社は予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、カードがご利用いただけないことによってお客様に不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p>
<p>第 12 条 当社店舗・催事等で当社がプリペイドカードを発行する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、本約款に定める株主ご優待カードとは別に、別途定める「ギフトカード利用約款」に基づき、当社店舗で「西松屋チェーンギフトカード」を発行することができるものとします。</li> <li>2. 当社が催事に参加もしくは催事を開催する場合および当社店舗で販売促進を行う場合は、本約款に定める株主ご優待カード及び前項記載のプリペイドカードとは別に、当社が予め指定する金額を入金したカードを催事場もしくは店頭を用意することができるものとします。</li> </ol>	<p>第 12 条 当社店舗・催事等で当社がプリペイドカードを発行する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、本約款に定める株主ご優待カードとは別に、別途定める「<u>西松屋チェーンギフトカード利用約款</u>」に基づき、当社店舗で「西松屋チェーンギフトカード」を発行することができるものとします。</li> <li>2. 当社が催事に参加もしくは催事を開催する場合及び当社店舗または公式オンラインストアで販売促進を行う場合は、本約款に定める株主ご優待カード及び前項記載のプリペイドカードとは別に、当社が予め指定する金額を入金したカードを催事場もしくは店頭を用意することができるものとします。</li> </ol>
<p>第 14 条 約款の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は<u>当社の判断</u>において<u>予告無く本約款を変更</u>することができるものとします。</li> <li>2. 本約款を変更する場合、当社は当社ホームページにおいて<u>変更後の約款を当社所定の期間</u>掲示するものとし、<u>所定の期間が終了した日の翌日以降の取引</u>においては、<u>新約款が適用されるもの</u>とします。</li> </ol>	<p>第 14 条 約款の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社は、<u>お客様の一般の利益に適合するとき、または変更が本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らし合理的なものである場合には、本約款を変更</u>することができるものとします。</li> <li>2. 本約款を変更する場合、当社は当社ホームページその他の当社所定の方法において、<u>本約款を変更する旨並びに変更内容及びその効力発生時期を周知し、効力発生時期以降は、変更後の内容が適用されるもの</u>とします。<u>また、当該告知後、利用者がカードを利用して商品等の購入を</u></li> </ol>

変更前約款	変更後約款
第 15 条 (条文省略)  (新設)	<u>した場合には、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。</u>  第 15 条 (現行どおり)  <u>本約款は、2022 年 4 月 27 日から適用します。</u>